

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

厚生労働省 社会・援護局
厚生労働省 障害保健福祉部
厚生労働省 老健局

我が国の社会が急速な少子高齢化や人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加も見込まれる中、高齢者等が抱える福祉ニーズは多様化・複雑化している。

こうした状況及び人口構造の地域差、世帯構成の変化を踏まえ、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着の支援、福祉サービスの提供基盤の強化等に関する規定を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第51号）が第221回特別国会において成立した。

本改正法は、一部の規定を除き、令和9年4月1日から施行され、改正内容の概要等は次のとおりである。

I 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

今後、2025年から2040年にかけて生産年齢人口が約15%減少し、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が約42%増加すると見込まれているほか、認知症高齢者や単身高齢世帯の増加が見込まれる。さらに、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピー

ドには大きな差が生じ、特に中山間地域での人口減少が著しく進むことが見込まれる。加えて、自助・互助・共助・公助のバランスが変容し、支え合いの希薄化が進んでおり、血縁、地縁、社縁などの互助機能が低下していくことが想定されている。このように、多様で複雑な福祉ニーズが顕在化し、サービスの担い手の減少が見込まれる状況の下で、地域住民と行政・相談支援機関等が一体となり、多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を構築していく必要がある。

1 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

これまででも重層的支援体制整備事業¹を実施すること等により、包括的な支援体制の整備を進めている市町村は増加しているが、同事業は、介護・障害・こども・生活困窮の各分野の配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要がある。特に人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野ごとの配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきた。

¹ 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担等を行う多機関協働事業等を実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制の整備、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境の整備を一体的に行う事業。